おくやみハンドブック

~ご遺族のための手続きガイド~

吉野川市

ご遺族の方へ

このたびのご親族様のご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。

ご遺族様におかれましては、今後、相続のほか年金や保険など、さまざまな申請や 届出をいただく手続きが生じてくるかと存じます。

この「おくやみハンドブック」は、市役所での手続きがスムーズに行われるよう、 必要なものをまとめたものとなっております。

また、馴染みのない手続きに不安をお持ちの方に対し、市役所本館1階に「おくやみコーナー」を設け、各種手続きのお手伝いやご案内をいたしております。 ぜひ、ご利用ください。

吉野川市長 原井 敬

このハンドブックは、吉野川市に住民登録がある方が亡くなられた際の手続きを中心にご案内しております。

• 市役所で行う手続きに必要な代表的な持ち物

郵便による戸籍等の請求書

- 手続きに必要となる住民票や戸籍謄本等の請求方法等
- 具体的な手続き方法
- その他、相談窓口の案内や故人様の遺品処分方法等 ご遺族様の手続きをわかりやすくまとめています。ぜひ、ご活用ください。 なお、法令改正や手続きを行う機関の変更に伴い、手続きの方法や場所、連絡先、 必要な書類などが変更になることがありますので、あらかじめご了承ください。

日次

●おくやみコーナーのご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
●市役所での手続きに必要な持ち物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	РЗ
●住民票の写しや戸籍謄本等の請求について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P4
●市役所での主な手続き一覧(チェックリスト)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P9
●市役所での主な手続き(概要)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P12
●市役所以外での手続き一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P24
●暮らしの相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P26
●遺品の処分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P27
●吉野川市役所のフロアマップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P29
●様式	
委任状	

おくやみコーナーのご案内

亡くなられた後の手続きは、それぞれに異なり、多岐にわたります。

おくやみコーナーでは、市役所で行っていただく手続きの中で、多くの方が対象となるものについて、受付や 案内を行い、少しでも安心して手続きが進められるようお手伝いいたします。

◆おくやみコーナーをご利用の場合は、**事前予約**をお願いします。

事前予約・・・利用希望日の2開庁日前までにご予約ください。

※手続きによっては、届出が遅れますと不利益を被る場合もありますので、ご注意ください。

なお、おくやみコーナーを利用せず、従来どおり直接担当課窓口でお手続きいただくこともできます。

	吉野川市市民課		
予約	総合窓口係 (おくやみコーナー担当)		
問い合わせ先	☎ 0883-22-2210		
	※ご予約の際は、「おくやみコーナーの予約です」とお伝えください。		
開設日時	平日 午前8時30分~午後5時		
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	※土・日・祝日、年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。		
開設場所	吉野川市役所 本館 1階 (P28参照)		
市民課で発行可能な証明書の発行			
即位投入中容	介護保険被保険者証などの預かり、簡易な申請書の受付		
取り扱い内容 し	住民票の写しや戸籍謄本などの取得方法のご案内		
	手続きが必要な部署のご案内		
+±+	P3に記載の持ち物をお持ちください。		
持ち物	亡くなられた方の持ち物が見当たらない場合は、当日その旨お知らせください。		

事前に、手続き一覧(P9~P11)を確認いただきますようお願いいたします。

また、ご予約の際にご来庁いただく方の情報や故人様・相続人様の情報などをお伺いしますので、ご協力を お願いします。

◆おくやみコーナーをご利用になる方へのお願い

- 1 ご予約のキャンセルや変更については、速やかにご連絡をお願いします。
- 2 ご予約をいただいても、当日の案内状況により、お待ちいただく場合もあります。
- 3 吉野川市に本籍や住民登録があっても、死亡届を本庁窓口以外に提出された場合は、死亡事項の記載がある住民票、戸籍(除籍)の交付に1週間程度日数を要することもありますので、ご了承ください。
- 4 すべての手続きの受付やご案内を「おくやみコーナー」でできるものではありません。 手続きをご案内後に担当窓口へ行っていただく場合や、後日お手続きが必要になる場合があります。

◆おくやみコーナー利用までの流れ

ご遺族様が、故人様の持ち物などを整理いただき、どのような手続きが必要かご確認ください。



市民課おくやみコーナー担当にご連絡をいただき、都合の良い日時をご予約ください。

お手続きには、1時間以上かかる場合があります。また、直接担当課へご案内後お手続きが必要な場合もありますので、時間に余裕をもって早めの時刻にご予約されることをお勧めします。



おくやみハンドブックのほか、必要な持ち物をお持ちいただき、予約日時に市民課窓口までお越しください。

※ご予約後、担当課職員よりご遺族様へご確認をさせていただく場合がありますので、ご対応をお願いします。

予約スケジュール(※休日などを考慮しない場合)

月曜日 (開庁日)	ご予約 依頼日				
火曜日 (開庁日)	Î	ご予約 依頼日			
水曜日 (開庁日)	最短 予約可能日		ご予約 依頼日		
木曜日 (開庁日)		最短 予約可能日	1	ご予約 依頼日	
金曜日 (開庁日)			最短 予約可能日		ご予約 依頼日
土曜日 (閉庁日)					
日曜日 (閉庁日)					
月曜日 (開庁日)				最短 予約可能日	
火曜日 (開庁日)					最短 予約可能日

国保年金課からのお知らせ

年金のお手続きは、「亡くなられた方」・「請求される方」の状況により、必要な書類が異なりますので、手続きが必要な方には予約後に担当職員よりご連絡させていただきます。

また、状況によっては、国保年金課でお手続きができない場合や、何度かご来庁いただく場合もありますので、ご了承ください。

市役所での手続きに必要な持ち物

手続きの際に、ご遺族様にお持ちいただく代表的な持ち物をご案内します。

故人様のものについては、該当するものがあればお持ちください。

各種手続きごとに必要なものは、手続きの概要(P12~P23)をご参照ください。

◆ご遺族様(来庁者)のもの

認印(喪主・相続人代表者)					
本人確認書類(①を <u>1点、</u> ①がない場合は、②を <u>2点</u>)					
①公的機関が発行した顔写真付きの本	人確認資料				
マイナンバーカード	運転免許証				
パスポート	障害者手帳	など、いずれか <u>1点</u>			
②公的機関が発行した証明書					
健康保険被保険者証	年金手帳				
介護保険被保険者証	年金証書	など、いずれか <u>2点</u>			
喪主・相続人代表者様の振り込み先口	座がわかる預貯金流	通帳			
委任状					
手続きによっては、委任状が必要な場合があります。様式をハンドブック最後尾に掲載してますので、					
戸籍謄本など 申請者または来庁者と	故人様の続柄がわる	かる戸籍等(本市で確認ができる場合は不要)			

◆故人様のもの

年金番号がわかるもの				
□年金手帳	□年金証書	口振込通知書		
吉野川市国民健康保険又は後期高齢者の	医療に加入していた場合			
□国民健康保険被保険者証	□後期高齢者医療被保険者証			
□限度額適用認定証	□限度額適用・標準負担額認	定証		
□特定疾病療養受給者証				
※故人様が世帯主であった場合は、世界	帯全員の国民健康保険証が必要	です。		
介護保険(65歳以上の方)				
口介護保険被保険者証	□介護保険負担割合証			
口負担限度額認定証				
各種証書類				
口住民基本台帳カード	□印鑑登録証(よしのがわ市民	2カード)		
□身体障害者手帳	□療育手帳	口精神障害者保健福祉手帳		
口重度心身障がい者等医療費受給者証	□児童扶養手当証書	口ひとり親家庭等医療費受給者証		
口子どもはぐぐみ医療費受給者証				
口犬鑑札(故人様が所有者となっている場合)				
口その他 上記以外に市役所から交付された証書類				
死亡診断書の写し				

住民票の写しや戸籍謄抄本等の請求について

各種手続きに必要となる、住民票の写しや戸籍謄本等の請求方法などについて、ご案内します。

◆住民票の写し

証明書の種類	手数料	必要なもの
住民票•住民票除票	450円	本人確認書類

注意

- 1 住民票の写しに記載する事項(本籍、続柄等)は、提出先にご確認のうえ、ご請求ください。
- 2 故人様のマイナンバー(個人番号)記載の住民票(除票)の写しは発行できません。
- 3 故人様の住民票(除票)の写しを請求できる人は、相続人及び利害関係人などです。 請求の際には、具体的な使用目的を確認させていただきます。 また、相続人や利害関係人であることがわかる書類(戸籍謄本等)のご提示が必要となります。 ※本市において確認ができる場合は、提示は不要です。
- 4 代理人が請求する場合は、委任状が必要です。(P6参照)

◆ 戸籍謄本等(請求先は、本籍のある市区町村になります。)

<u> </u>	<u> </u>	
証明書の種類	手数料	必要なもの
戸籍謄本•抄本	450円	
改製原戸籍	750円	本人確認書類
除籍謄本•抄本	750円	

注意

- 1 戸籍謄本等を請求する場合は、出生から現在までの間のどの期間の証明が必要か、提出先に事前にご確認ください。(例:出生から死亡まで、婚姻から死亡までなど)
- 2 故人様の配偶者及び直系親族(親、祖父母、子、孫)以外の方がご請求する場合は、委任状(P6参照)が必要です。
- 3 請求者様と故人様の続柄が相続人や利害関係人であることがわかる書類(戸籍謄本等)の提示が必要と なります。
 - ※本市において確認ができる場合は、提示は不要です。

◆ 戸籍の附票(請求先は、本籍のある市区町村になります。)

証明書の種類	手数料	必要なもの
戸籍の附票	450円	本人確認書類

注意

- 1 転籍や婚姻などで新たに戸籍が編成されると、編成時の住所地から履歴が記載されます。 ご請求の際は、どの住所地の証明が必要かお申し出ください。 時期によっては、すでに廃棄となっている場合もあります。
- 2 故人様の配偶者及び直系親族(親、祖父母、子、孫)以外の方がご請求する場合は、委任状(P6参照)が必要です。
- 3 請求者様と故人様の続柄が相続人や利害関係人であることがわかる書類(戸籍謄本等)の提示が必要と なります。
 - ※本市において確認ができる場合は、提示は不要です。

◆ 税務証明

<u>▼ 1703230H ->3</u>		
証明書の種類	手数料	必要なもの
所得課税証明書	450円	本人確認書類

注意

1 本人及び同一世帯員以外の方がご請求する場合は、委任状(P6参照)が必要です。

◆請求に必要なもの

住民票の写しや戸籍謄本等の請求時には、請求者(窓口に来られる方)の本人確認書類が必要です。

本人確認書類をお持ちください。

①公的機関が発行した顔写真付きの本人確認資料

マイナンバーカード 運転免許証

パスポート 障害者手帳 など、いずれか1点

②公的機関が発行した証明書

健康保険被保険者証年金手帳

介護保険被保険者証 年金証書 など、いずれか<u>2点</u>

◆住民票の写しや戸籍謄本等についての窓口及び問い合わせ先

吉野川市役所

市民課 総合窓口係(本館1階) 〒776-8611

本0883-22-2210 吉野川市鴨島町鴨島115番地1

各支所

川島支所 ☎○883-25-6611 吉野川市川島町乗村2421番地1

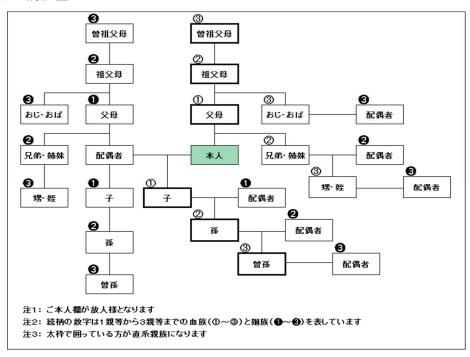
山川支所 ☎○883-42-4112 吉野川市山川町翁喜台117番地

(山川地域総合センター内)

美郷支所 ☎○883-43-2111 吉野川市美郷字中筋194番地1

(ふるさとセンター内)

◆三親等内の親族図



◆委任状に関するご案内

代理人が各種手続きを行う場合や住民票の写しや戸籍謄本等をご請求される場合は、委任状が必要です。 委任状の記入例や様式をご案内します。

委任状の様式をハンドブック末尾に掲載していますので、ご利用ください。

また、委任状は必要な項目が記載されていれば、任意の様式でも構いません。

記入例

に関する手続き

吉野川市長	あて		委 任	
				令和3年9月1日
委任する人				
	住	所	吉野川市鴨島町鴨島115番地1	
	氏	名	吉野川 一郎	
	生年	月日	明·大·圈·平·令 27 年 4)	

委任事項

誰の	吉野川 一郎	Ŗß					
住民票•税関係			戸籍関係				
住民票謄	本(世帯全員)	1 通	戸籍全部事項証明(謄本等)	1	通		
住民票抄	本(世帯一部)	通	戸籍個人事項証明(抄本等)		通		
記載事項	記載事項証明 通戸籍附票(謄本)			通			
所得課税	証明	通	戸籍附票(抄本)		通		
その他()	通					
各種手続き(※委任する事項を〇で囲んでください。)							
障	国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険・高齢者制度・ 障かい者制度・犬・子どものいる家庭の制度・ひとり親家庭の制度						

私は、下記のものを代理人と定め、上記の交付申請及び受領、各種手続きに関する一切の権限を委任します。

奨学金・上下水道・森林・農地・市営住宅・その他(

代理人(窓口に来る人)

住 所徳島県吉野川市川島町乗村2421番地1氏 名徳島 花子生年月日明・大 昭・平・令 25年 8月 1日委任する人との続柄 知人

※委任状は委任者本人がすべて記入してください。

(委任者本人が自署できない場合は、市民課までご相談ください。)

- ※記入漏れ・内容に不備がある場合は、手続きができないことがありますので、ご注意ください。
- ※代理人は、本人確認書類(マイナンバーカード等)をお持ちください。
- ※偽り、その他不正な手段により交付を受けたときは、罰金もしくは過料に処せられます。

◆郵送請求の方法について

各種証明書は、郵送で請求することができます。

送付先市区町村によっては、手数料や添付書類が異なる場合がありますので、事前にご確認のうえ、請求してください。

①郵便による戸籍等の請求書

郵送交付請求書に必要事項をご記入ください。

日中連絡が必要な場合がありますので、連絡先を必ずご記入ください。

郵便交付請求書の様式をハンドブック末尾に掲載していますので、ご利用ください。

②請求者の本人確認書類の写し

マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証などの写しをご用意ください。

直系親族や相続人であることがわかる書類(戸籍謄本等)の写しが必要な場合がありますので、事前に 請求先の市区町村に確認をお願いします。

③手数料

戸籍等の手数料は、市区町村によって異なります。事前にお問い合わせのうえ、郵便局で必要な額の定額 小為替をご購入ください。

④返信用封筒•返信用切手

返信用封筒に返送先の郵便番号・住所・氏名を明記し、返信用切手を貼ってください。

送料が不足する場合は、着信地払いとなりますのでご了承ください。

複数ご請求される場合は、切手を余分に同封してください。

①~④の書類を同封し、郵送してください。

注意

1 代理人が申請をされる場合は、詳しい使用目的の記入と委任状が必要です。また、場合によっては、疎明資料が必要になる場合があります。使用目的によっては、交付できない場合もあります。

必ず事前に請求先の市区町村へご相談ください。

2 故人様のマイナンバーが記載されている住民票(除票)の写しは交付できません。

【郵便料金】

	定形 郵便物	定形外 郵便物 ^(規格内)	定形外 郵便物 ^(規格外)
25g以内	84円	-	-
50g以内	94円	120円	200円
100g以内		140円	220円
150g以内		210円	300円

レターパック (4kg以内)			
プラス	520円		
ライト	370円		

※規格内のサイズ 長辺34cm以内、短辺25cm以内、厚さ3cm以内

郵便による戸籍等の請求書

I どなたの証明書が必要ですか。

記入例

(1)必要な方の氏名			吉野川	太郎			
(2)本籍地(町名・地積	番まで記入)	吉野川市鴨島町鴨島115番地1					
(3)筆頭者氏名(戸籍の亡くなら	最初に記載されている人。 られていても変わりません。)		吉野川	太郎			
(4)使いみちと提出先	できるだけ詳しくご記入ください。(例:	父●●の死	亡に伴う相続手続	もまっため◆◆銀行へ提出)			
▗▗ ▗▘ ▗ ┢╓┲┎┤	- に伴う切は手はきのた。	h .	▲细怎∧t	ВШ			
	父 太郎死亡に伴う相続手続きのため、◆◆銀行へ提出						
	記出をされた方は記入してください。						
令机 3年8月5日(吉野川市 山川支所)市区町村に死						
(5)相続手続などで必要な場合はご記入ください。この欄へ記入された場合、下記Ⅱは記入不要です。							
亡くなられた方の氏名 亡くなられた日 🗹 出生から死				までの連続した戸籍が	各(1)通		
吉野川 太郎	昭•亚•喬3年8月3日		亡くなったこ	 とがわかる戸籍が	各()通		

Ⅱ 何の証明書が必要ですか。(必要な証明書の箇所に**欠**と通数を記入してください。) 手数料(1通)

立 1500m31cl C C C C C C C C C C C C C C C C C C C					
戸籍	口全部事項証明書(謄本) 通	口個人事項証明書(抄本)どなたの()()通	450円	
除籍	□全部事項証明書(謄本) 通	口個人事項証明書(抄本)どなたの()()通	750円	
改製原戸籍	□謄本 通	□抄本 どなたの()()通	750円	
	□全部 通	口個人 どなたの ()()通		
戸籍附票	*戸籍改正に伴い平成15年2月22日以降の住所履歴しか記録	載されません。どこの住所からのつながりを証明したい:	かを記入してください。	450円	
	証明が必要な住所()		
その他	()()通 手数料は	はお問い合わせくださ	さい。	

Ⅲ 請求される方

(1)住所	吉野川市山川町翁喜台117番地			
(2)氏名	吉野川 一郎			
(3) 戸籍等が必要な方からみた請求される方の続柄 □本人・□配偶者・②子・□孫・□代理人・□その他()				
(4)連絡先(平日の風	(4)連絡先 (平日の昼間に連絡のとれる電話番号)			

IV 添付書類

(1)手数料分の【定額小為替】	ゆうちょ銀行で購入できます。表裏とも無記名の状態でお願いします。切手ではお受けできません。
(2)請求される方の本人確認書類	マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等のコピー *裏面に住所変更等の記載がある方は裏面もコピーしてください。
(3)返信用封筒	切手を貼り、住所、氏名を記入してください。戸籍に関する証明は住民登録地以外のところへは送付できません。
(4)委任状	代理の方が請求する場合のみ必要です。請求権限確認書類(親族関係や権利行使の確認のため求める場合があります。)

- ※戸籍に記載されている方又はその配偶者、直系親族の方が戸籍を請求できます。左記以外の方で請求できるのは、権利 行使または義務履行などの正当な利害関係のある方に限られ、正当な理由を確認できる資料が必要です。
- ※健康保険証の写しを送付いただく場合は、保険者番号と被保険者記号・番号の部分を黒塗りなどにより見えないようにして送付してください。

市役所での主な手続き一覧(チェックリスト)

亡くなられた場合に生じる市役所での主な手続きを記載しています。事前にご確認いただくことで、必要な手続きが確認できますので、ご活用ください。(亡くなられた方の状況により、一覧に載っていても関係のない手続きや、この一覧には載っていなくても必要な手続きがある場合もありますので、不明な点は各担当課に来庁した際、またはおくやみコーナーに予約を入れる際などにお問い合わせください。)

なお、今回の死亡に関する手続き後、亡くなられた方に市に納付いただく債務が残っている場合や、 亡くなられた方への還付金がある場合などは、担当課より相続人代表者様宛に通知をさせていただく場 合があります。

また、本一覧の最右側欄の参照ページに手続きの概要を記載していますので、手続きが必要と思われる場合は、あわせてご確認ください。(12Aと記載の場合は、12ページのAをご覧ください。)

☎市外局番(O883)

項目	チェック 欄 (√)	故人様についてのご確認	主な手続き (★印の手続きは支所でも可能です)	担当課等	参照 ページ
住		住民基本台帳カードをお持ちの方	★カードの返還	市民課	12A
民関係		印鑑登録証(よしのがわ市民カード)をお持ちの 方	★カードの返還	☎22-2210 本館1階【10】	IZA
		吉野川市国民健康保険に加入していた方	★被保険者証の返還		1 2B
			★葬祭費の支給申請	国保年金課	I ZB
健			★各種認定証などの返還	2 22-2213	
康		後期高齢者医療制度に加入していた方	★被保険者証の返還	本館1階【15】	1 2C
保			★葬祭費の支給申請		120
険			★相続人代表申立		
			○高額療養費などの振込□座の変更		
			★各種認定証などの返還		
		障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金のみを受給していた方 ※他の年金は原則年金事務所等での手続きとなりますが、必要書類の案内など、市でお手伝いできる事項もございますので、国保年金課にご相談ください	○受給権者死亡届○未支給年金の請求		13A
金金		国民年金に加入していた方	○遺族基礎年金の請求 ○寡婦年金の請求 ○死亡一時金の請求		14A
		厚生年金または共済年金に加入しており、配偶者 を扶養していた(国民年金の第3号被保険者に 該当)方	★国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更		1 4B
介護保険		65歳以上の方または要介護(要支援)認定を受けていた方	★介護保険被保険者証などの返還★介護保険喪失届★高額介護サービス費などの振込口座の変更	長寿いきがい課 3 22-2264 本館2階【21】	15A
高齢		緊急通報装置の貸与があった方	○緊急通報装置貸与辞退届、撤去、 返還		15B
者		家族介護用品支給事業を受けていた方	★家族介護用品支給事業給付券の返還		15C

☎市外局番(O883)

	1				
項目	チェック 欄 (✓)	故人様についてのご確認	主な手続き (★印の手続きは支所でも可能です)	担当課等	参照 ページ
		個人市県民税(住民税)が課税されていた方	〇相続人代表者の指定	税務課 ☎22-2215	16A
税金		吉野川市ナンバーの原動機付自転車もしくは 小型特殊自動車を所有していた方	★名義変更または廃車	本館2階【23】	16B
並		固定資産(土地または家屋)を所有していた方	★現所有者(相続人代表納税者)の届		1 6C
		税金を亡くなられた方の口座から口座振替で 納付していた方	★□座振替の廃止または変更など		16D
		次のいずれかの手帳を所有している ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	★手帳の返還届	社会福祉課 障がい福祉係 本 22-2263 本館2階【22】	17A
		・通所受給者証(障がい児)の保護者であっ た方	○保護者変更届		17B
障 が い		次のいずれかの手当を受給していた方 ・特別児童扶養手当 ・障がい児福祉手当 ・特別障がい者手当 ・経過的福祉手当	○資格喪失届または受給者の変更○未払い手当の請求		17C
		重度心身障がい者等医療費受給者証を所有してい た方	★受給者証の返還 ★資格内容変更届		17D
		徳島県心身障がい者扶養共済制度に加入していた 方	○年金給付請求(加入者死亡の場合)○弔慰金請求(障がい者死亡の場合)		18A
		徳島県心身障がい者扶養共済年金を受給していた 方	○死亡・重度障害届書		
上下水		水道または下水道を使用している	(上水道) ★給水装置使用者変更申請書 ★給水装置使用中止・廃止申請書 (下水道) ★公共下水道使用開始等届	上下水道料金 お客様センタ - 3 22-2257 本館1階[50]	18B
道		鴨島町・川島町・山川町のいずれかに土地を 所有していた方で、公共下水道事業受益者負担 金・分担金を納付中または猶予中である場合	○受益者変更届 ○納付管理人の登録(必要な場合のみ)	下水道課 ☎22-2258 東館1階【52】	18C
森林		森林を所有していた方	○森林の相続届出 ※名義変更後に手続き	農林業振興課 ☎22-2228 東館1階【54】	19A
農地		農地を所有していた方	〇農地の相続届出 ※名義変更後に手続き	農業委員会事務局 ☎22-2227 東館1階【55】	19B
市営住宅		市営住宅の契約者であった方	○市営住宅入居者承継申請(引き続き 市営住宅に入居する同居親族がいる場合) ○市営住宅明渡届(市営住宅を退去する場合)	都市計画住宅課 ☎22-2225 東館2階【61】	19C
犬		犬を飼っていた方	★所有者の変更届	環境企画課 ☎ 22-2230 本館2階【24】	19D

本ページには、子どものいる家庭や、ひとり親家庭の方がお亡くなりになった場合の主な手続きを掲載していますが、配偶者の死亡によりひとり親家庭となった場合には、本冊子に掲載している年金や医療費助成制度の他にも様々な経済的支援制度があります。

ひとり親家庭に関する各制度の概要については、子育て支援課・子ども相談室 (本館1階【13】 **22-2267**) の窓口で配布しております「ひとり親家庭の しおり」をご覧ください。また、子ども相談室ではこれら制度にかかる案内のほかにも、母子・父子自立支援員がひとり親家庭の悩みごとの相談相手となり、自立のための支援や問題解決のためのお手伝いをしていますので、困ったときはお 気軽にご相談ください。

☎市外局番(0883)

項目	チェック 欄(√)	故人様についてのご確認	主な手続き (★印の手続きは支所でも可能です)	担当課等	参照 ページ
		児童手当の受給者であった方 ※公務員は所属庁での手続きになります	○受給事由消滅届○未支払請求○新受給者の認定請求	子育て支援課 ☎22-2266 本館1階【13】	20A
子ど		児童手当の支給対象児童である ※公務員は所属庁での手続きになります	○受給事由消滅届または額改定届(減額)		
もの		子どもはぐくみ医療の受給者である 子どもはぐくみ医療の対象児童である	★受給者証の変更届(新受給者の届)★受給者証の返還		20B
いる		保育所または認定こども園に通う子ども またはその保護者である	〇子ども・子育て支援申請事項変更届な ど		21A
庭		公立の小学校若しくは中学校に在学する 児童生徒の保護者で就学援助費の支給を 受けている 公立の中学校夜間学級に在学する生徒又は その保護者で就学援助費の支給を受けて いる	○就学援助費の申請(既に就学援助を受けている保護者【夜間学級は生徒も含む】が死亡し、当該世帯の状況が変化した場合)	学校教育課 \$22-2273 東館3階[70]	21B
奨学		吉野川市の奨学金の貸与を受けている	〇奨学生等死亡届		22A
金		奨学金の貸与に係る連帯保証人若しくは 保証人である	○連帯保証人(保証人)変更届		
		児童扶養手当の受給者である	○児童扶養手当受給者証の返還 ○死亡届兼未支払手当請求	子育て支援課	22B
ひとり親		児童扶養手当の支給対象児童である ひとり親家庭等医療費受給者証を所有して いる	○資格喪失届または額改定届(減額)★受給者証の返還★資格内容変更届	一 本版 一 時 [13]	22C
家庭		ひとり親家庭の高等職業訓練促進給付金を 受給している	○資格喪失届	子ども相談室 ☎ 22-2267	23A
		母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けを受けている	○借主の資格喪失等に関する届	本館1階【13】	23B

市役所での主な手続き(概要)

住民関係

A 住民基本台帳カード・印鑑登録証(よしのがわ市民カード)の返還

上記のカードは無効になります。返還を希望の場合は、窓口までお持ちください。 ※マイナンバーカード、通知カードは故人様の手続きで必要な場合がありますので、市では回収をしておりません。故人様の手続きを全て終えた後に、廃棄してください。

【手続き・持ち物】

◇住民基本台帳カード ◇印鑑登

◇印鑑登録証(よしのがわ市民カード)

【担当課等】

・市民課 総合窓□係 本館1階【10】

☎ 0883-22-2210 FAX 0883-22-2245

健康保険

B 国民健康保険の手続き

故人様が国民健康保険の被保険者であった場合、保険証などの返還が必要になります。 また申請により、葬儀を行った方(喪主様)に葬祭費が支給されます。なお、故人様の 職場の健康保険に扶養としてご家族が加入していた場合、国民健康保険に加入の必要が ある場合があります。

【手続き・持ち物】

口被保険者証などの返還

- ◇国民健康保険被保険者証
- ◇限度額適用認定証
- ◇限度額適用・標準負担額減額認定証
- ◇特定疾病療養受療証
- 口葬祭費の支給申請(期限:葬祭を行った日の翌日から2年以内)
 - ◇喪主の振込先口座がわかるもの
- 口国民健康保険の加入手続き(必要な方のみ)
 - ◇他の健康保険の資格を喪失したことを証する書類
 - ◇窓口に来られる方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
 - ◇委任状(別世帯の方が手続きに来られる場合のみ)

【担当課等】

〈被保険者証の返還及び国 民健康保険の加入〉

市民課 総合窓□係本館1階【10】

8 0883-22-2210 FAX 0883-22-2245

〈他の手続き〉

• 国保年金課 国民健康保険係

5 0883-22-2213 FAX 0883-22-2243

C│後期高齢者医療保険の手続き

放人様が後期高齢医療保険の被保険者であった場合、保険証などの返還が必要となります。

また、申請により、葬儀を行った方(喪主様)に葬祭費が支給されます。 その他、相続人代表者の申立書・誓約書及び高額療養費などの振込口座の変更届が必要となります。

【手続き・持ち物】

口被保険者証などの返還

- ◇後期高齢者医療被保険者証 ◇後期高齢者医療限度額適用認定証
- ◇後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証
- ◇後期高齢医療特定疾病療養受療証
- 口葬祭費の支給申請(期限:葬祭を行った日の翌日から2年以内)
 - ◇喪主の□座番号がわかるもの

口相続人代表申立

- ◇相続人代表者の印鑑 ◇本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)
- □高額療養費などの振込□座の変更届
 - ◇相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの

【担当課等】

- ・国保年金課 後期高齢者医療係 本館 1 階【15】
- **a** 0883-22-2213 FAX 0883-22-2243

年 金

A | 受給権者死亡届・未支給年金の請求

故人様が受給していた年金の種類、ご遺族様の状況などにより手続きが異なります。市役所で手続きができるのは、原則、国民年金の**障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金**となります。

※被用者年金一元化法施行(平成27年10月)以降に、複数の年金を受ける権利が発生した方がお亡くなりになった場合には、年金事務所または共済組合等のいずれか1か所に提出することにより、それぞれの年金の手続きが可能となっています。また、年金事務所での手続きに必要な書類の案内を国保年金課で行っておりますので、ご相談ください。

【手続き・要件・持ち物】

〈共通事項〉

- ◇故人様の年金証書
- ◇届出者(請求者)本人でなく代理の方が手続きをする場合は、ご本人の委任状、代理人の本人確認書類
- (マイナンバーカード、運転免許証など)が必要です。また、本人が来られる場合も、本人確認書類は必要です。

□受給権者死亡届(報告書)

- 〇年金受給者が亡くなられ、未支給年金の請求できる要件を満たす方がいない場合は、死亡届が必要です。
 - ◇死亡の事実を明らかにできる書類(住民票除票、戸籍抄本、死亡診断書(コピー可) または、死亡届の記載事項証明書など)
 - ※日本年金機構に個人番号(マイナンバー)が収録されている方は、上記書類の添付を省略できます。

口未支給年金・未支払給付金請求書(期限:受給権者の年金支払日の翌月初日から5年)

- 〇年金を受けている方が亡くなったときにまだ受け取っていない年金や、亡くなった日より後に振込みされた年金の うち、亡くなった月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。
- ○ご遺族について
 - 亡くなられた方と生計を同じくしていた親族の方(次の順で請求できる)
- ①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、その他3等親内の親族
 - ◇戸籍謄(抄)本または法定相続情報一覧図の写し・・・死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにするため
 - ◇住民票(除票)·・・・受給権者の死亡の事実を明らかにするため、死亡した受給権者と請求者との生計同一関係を明らかにするため
 - ◇世帯全員の住民票···死亡した受給権者と請求者との生計同一関係を明らかにするため
 - ◇請求者の預貯金通帳またはキャッシュカード(コピー可)
 - ◇死亡した受給権者名義の送金通知書(もしあれば一緒に提出を)
- ※住民票(除票)及び世帯全員の住民票は続柄記載のあるものとしてください。また、マイナンバーの記載で省略することができます。その場合は、マイナンバーカードを窓口で提示(郵送の場合はコピーを同封)いただく必要があります。
- ※住民票(除票)及び世帯全員の住民票で生計同一であることが証明できない場合には、「申立書」や「第三者の証明書また はそれに代わる書類」などが追加で必要となります。

〈その他未支給年金にかかる注意点など〉

- ※請求書を提出されてから未支給年金が支払われるまでにおおよそ3~4か月かかります。
- ※死亡した受給権者が年金給付の年金請求書を提出していなかったときは、その年金請求書とその添付書類が必要となります。
- ※戸籍謄本・住民票など(年金請求等を目的として交付されたものを除きます)の原本については、原本返却のお申し出が あった場合に限り、返却可能です。
- ※未支給年金の請求をされた場合でも、亡くなられた方の口座を解約されていないと、入金されることがあります。 口座の解約については金融機関にお問い合わせください。また年金を多く受け取りすぎた場合には、後でお返しいただく 場合があります。

【担当課等】

- ・国保年金課 国民年金係 本館 1 階【15】 ☎ 0883-22-2213 FAX 0883-22-2243 【その他の窓口】
- ①日本年金機構 徳島北年金事務所 ※<u>年金事務所での手続きは**原則予約制**となります。</u> 〒770-8522 徳島県徳島市佐古三番町 12-8
 - ☎088-655-0200 ☎0570-05-4890 (予約受付専用電話:ナビダイヤル)
- ②街角の年金相談センター(オフィス) [全国社会保険労務士会連合会が運営]
 - 〒770-0841 徳島市八百屋町 2-11 ニッセイ徳島ビル8階
 - ☎088-657-3081 (お電話による年金相談は受け付けておりません)
 - ※駐車場はミニッツパークを利用してください。その際は、駐車サービス券の配付がありますので、駐車券をご提示してください。

A 国民年金の手続き(遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求)

故人様及びご遺族様がいずれも下記に該当する場合、 遺族基礎年金、寡婦年金及び死亡一時金が支給される可能性があります。 遺族基礎年金を受けられる方がいるときは寡婦年金及び死亡一時金は支給されません。なお、寡婦年金と死亡一時金の両方を受けられる場合は、支給を受ける方の選択によって、どちらかが支給されます。

【手続き・要件】

口遺族基礎年金 (期限:亡くなられた日の翌日から5年)

○故人様について(下記いずれかに該当する場合)

- ・ 国民年金の被保険者
- ・国内に居住している 60 歳~65 歳までの国民年金の 被保険者であった方

※保険料の 納付要件あり

- ・保険料納付済期間と保険料免除期間等を合計して 25 年以上ある方 〇ご遺族について
- ・故人様との間に子がいる配偶者
- 故人様の子
- ※子は 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、もしくは20歳未満の障害のある子に限る
- ※遺族厚年年金または遺族共済年金も受けられる場合には、年金事務所での手続きになります。

口寡婦年金 (期限:亡くなられた日の翌日から5年)

- ○故人様について
- ·10年以上の国民年金納付期間(免除期間含む)がある夫が、老齢基礎年金や 障害基礎年金を受給せずに亡くなられた場合(平成29年7月までは25年 以上)
- ○ご遺族について
- ・10年以上継続した婚姻関係にあり、生計維持されていた妻に 60~65歳 の間支給
- ※ただし、妻が繰り上げ年金の老齢基礎年金を受給している場合は 支給されない

□死亡一時金の請求 (期限:亡くなられた日の翌日から2年以内) ○故人様について

- ·3年以上の国民年金納付期間があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を 受給せず亡くなられた場合
- ○ご遺族様について
- ・故人様と生計を同じくしていた親族の方(次の順で請求できる)
- ①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹

【持ち物】

〈全ての手続きで必要なもの〉

- ◇故人様の年金手帳、または基礎年金番号通知書
- ◇戸籍謄本(死亡の記載があり、請求者と続柄がわかる もの)または法定相続情報―覧図の写し
- ◇請求者の世帯全員の住民票(世帯全員、続柄記載のもの)
- ◇故人様の住民票の除票(請求者の住民票に記載されていない場合)
- ◇請求者名義の預貯金通帳、またはキャッシュカード (コピー可)
- ◇請求者の印鑑
- ◇本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)

〈上記以外に必要なもの〉

- ○遺族基礎年金
 - ◇請求者の年金手帳または基礎年金番号通知書
 - ◇死亡診断書のコピー

または死亡届記載事項証明書

- ◇請求者等の所得証明書または非課税証明書な ど(最新年度のもの)
- ◇子の学生証または在学証明書 (義務教育の場合は不要)
- ○寡婦年金
 - ◇請求者の年金手帳または基礎年金番号通知書
- ※その他死因が第三者行為による場合に必要になる 書類があります。
- ※住民票、住民票の除票、所得証明書、非課税証明書は マイナンバーの記入により添付を省略できる。
 - その場合は、マイナンバーカードを窓口で提示 (郵送の場合はコピーを同封)の必要があります。

【扫当課等

・国保年金課 国民年金係 本館 1 階【15】 ☎ 0883-22-2213 FAX 0883-22-2243 ※加入履歴により年金事務所での手続きとなる場合があります。

【その他の窓口】 詳細は上部参照

①徳島北年金事務所 ②街角の年金相談センター(オフィス)

B 国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更

日本国内に住んでいる 20 歳以上 60 歳未満の方で、厚生年金または共済年金に加入していない方は、すべて国民年金の第 1 号または第 3 号被保険者(厚生年金または共済年金に加入している方に扶養されている配偶者)となります。

扶養していた配偶者の死亡により、第3号被保険者は第1号被保険者に種別の変更をし、毎月、保険料を納めることが必要です。しかしながら、所得が少ないなど、保険料を納めることが困難な場合もあります。そのような場合は、未納のままにせず、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きをあわせて行ってください。

【担当課等】

国保年金課 国民年金係 本館1階【15】

5 0883-22-2213 FAX 0883-22-2243

【手続き・持ち物】

□国民年金被保険者種別変更(第1号被保険者該当)届

(期限:亡くなられた日の翌日から14日以内)

- ◇年金手帳または基礎年金番号通知書
- ※「国民年金保険料免除・納付猶予制度」を利用する場合は、追加書類が必要となる場合があります。

介護保険

A 介護保険の手続き

故人様が 65 歳以上または要介護(要支援)認定を受けていた場合、下記の手続きと 持ち物が必要となります。

【担当課等】

長寿いきがい課 介護保険係 本館2階【21】

5 0883-22-2264 FAX 0883-22-2260

【手続き・持ち物】

口介護保険喪失届

- ◇介護保険被保険者証
 - ※要介護(要支援)の認定を受けていた場合は、返還前にコピーし、保管されることを おすすめします。
- ◇介護保険負担割合証 ◇負担限度額認定証

口高額介護サービス費などの振込口座の変更届

◇相続人代表者の印鑑◇相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの

高 齢 者

B 緊急通報装置貸与辞退届、撤去、返還

故人様の自宅に緊急通報装置を設置していた場合は、返還の手続きが必要となります。

【手続き】

□緊急通報装置貸与辞退届

※業者が装置を取り外しに伺うため、立ち会いが必要となります。後日立ち会いをされる方に 業者より連絡が入ります。

【担当課等】

長寿いきがい課 地域支援係 本館2階【21】

a 0883-22-2264 FAX 0883-22-2260

在宅で高齢者を介護をされていた方で、介護用消耗品を購入できる給付券の交付を受けている場合は、返還の手続きが必要となります。

【担当課等】

長寿いきがい課 地域支援係 本館2階【21】

5 0883-22-2264 FAX 0883-22-2260

【手続き・持ち物】

□家族介護用品支給事業給付券の返還

◇家族介護用品支給事業給付券

税 余

個人市県民税(住民税)が課税されている場合の手続き

故人様が吉野川市に個人市県民税の納税義務のある場合、その関係書類を受領する相 続人代表者を指定する届出が必要となります。

※一定以上の収入がある場合、個人市県民税は1月1日に居住していた市(区町村)で6月に 課税されます。また、故人様が給与や年金による特別徴収(天引き)をしていた場合、死亡に より特別徴収できなくなった分は、普通徴収に切り替えとなり、納付書が送付されることにな FAX 0883-22-2247 ります。

【担当課等】

• 税務課 課税係 本館2階【23】

a 0883-22-2215

【手続き・持ち物】

口相続人代表者指定(変更)届

- ◇相続人代表者の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)
- ◇相続人代表者の印鑑

原動機付自転車、小型特殊自動車の手続き

故人様が原動機付自転車もしくは小型特殊自動車を所有していた場合、名義変更また は廃車の手続きが必要となります。

※軽二輪(125cc 超250cc 以下)、小型二輪(250cc 超)、 軽自動車、普通自動車は別途手続 きが必要です。

※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更、廃車はお早めの手続きをお 願いします。

【手続き・持ち物】

□原動機付自転車、小型特殊自動車の名義変更・廃車

- ◇標識交付証明書
- ◇ナンバープレート(車両を処分する場合や市外の人へ譲渡するとき)
- ◇来庁される方の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)

【担当課等】

• 税務課 課税係 本館2階【23】

a 0883-22-2215 FAX 0883-22-2247

土地・家屋の現所有(代表)者の届出

故人様が土地・家屋を所有している場合、相続人様の中から固定資産税の納税通知書 などを受け取る「現所有代表者」の届出が必要となります。

【手続き・持ち物】

□現所有(代表)者届

◇現所有(代表)者となる方の印鑑

【担当課等】

• 税務課 資産税係 本館2階【23】

a 0883-22-2215 FAX 0883-22-2247

口座振替の廃止または変更(故人様名義の口座から振替していた市税がある場合)

故人様の口座振替の廃止または変更の届出が必要となります。

【手続き・持ち物】

□□座振替の廃止

◇通帳の届出印

- □□座振替の変更(別の方名義の□座からの振替を新たに希望する場合)
 - ◇振替先の預貯金通帳、またはキャッシュカード(コピー可)
 - ◇通帳の届出印(必須) ◇振替希望する市税の納税通知書(あれば)

【担当課等】

• 税務課 徴収係 本館2階【23】

a 0883-22-2215 FAX 0883-22-2247

障がい

B 通所受給者証(障がい児)の手続き	
故人様が保護者の場合は、保護者変更届出が必要となります。	【担当課等】 • 社会福祉課
【手続き・持ち物】 □保護者変更届◇通所受給者証(障がい児)◇マイナンバーのわかるもの◇本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)	障がい福祉係 本館2階【22】 a 0883-22-2263 FAX 0883-22-2260

℃ | 手当に関する手続き(資格喪失届または受給者の変更、未払い手当の請求)

故人様が支給対象となっていた場合、喪失の手続きが必要となります。 また、受給者が亡くなられた場合、喪失もしくは受給者変更の手続きが必要となります。その際、未払い手当の請求手続きが必要となる場合もあります。

【手続き・持ち物】

口特別児童扶養手当の喪失・未払い手当の請求

- ○対象の児童が亡くなられた場合
 - ◇受給者の印鑑
 - ◇特別児童扶養手当証書(支給停止者以外)
- ○受給者が亡くなられた場合
 - ◇手当対象児童の印鑑
 - ◇特別児童扶養手当証書(支給停止者以外)
 - ◇手当対象児童の通帳(原本)

口障がい児福祉手当の喪失・未払い手当の請求

- ○対象の児童が亡くなられた場合
 - ◇届出者の印鑑
 - ◇同居の親族の方の口座がわかるもの

□特別障がい者手当の喪失・未払い手当 の請求

- ○受給者が亡くなられた場合
 - ◇届出者の印鑑
 - ◇親族の方の口座がわかるもの
- □経過的福祉手当の喪失・未払い手当の 請求
- ○受給者が亡くなられた場合
 - ◇届出者の印鑑
 - ◇親族の方の口座がわかるもの

本館2階【22】 **5** 0883-22-2263 FAX 0883-22-2260

【担当課等】

社会福祉課

障がい福祉係

D 重度心身障がい者等医療費助成に関する資格内容変更届

故人様が対象者の場合、喪失の手続きが必要となります。

【手続き・持ち物】

□重度心身障がい者等医療費助成に関する資格内容変更届

◇重度心身障がい者等医療費受給者証 ◇届出者の印鑑

【担当課等】

社会福祉課 障がい福祉係 本館2階【22】

5 0883-22-2263 FAX 0883-22-2260

A | 徳島県心身障がい者扶養共済制度の手続き

故人様が徳島県心身障がい者扶養共済制度に加入されていた方、または受給対象となる方の場合は、手続きが必要となります。

【手続き・持ち物】

口年金給付請求(加入者が亡くなった場合)

- ◇亡くなられた加入者(保護者)の除の住民票
- ◇年金受給権者(障がい者)の住民票
- ◇年金受給権者(障がい者)の印鑑
- ◇年金受給権者(障がい者)の振込先口座が わかるもの
- ◇医師発行の死亡診断書

(原本または原本証明されたもの)

※加入日から2年以内に亡くなった場合は、死亡診断書に代わって死亡証明書(指定様式)

□弔慰金請求 (障がい者の方が亡くなった場合)

- ◇加入者(保護者)の住民票
- ◇亡くなられた障がい者の除の住民票
- ◇加入者(保護者)の印鑑
- ◇加入者(保護者)の振込先口座が わかるもの

□死亡•重度障害届書

(心身障害者扶養共済受給者が亡くなった場合)

- ◇徳島県心身障がい者扶養共済年金証書
- ◇年金受給者(障がい者)の除の住民票

【扫当課等】

社会福祉課 障がい福祉係 本館2階【22】

a 0883-22-2263 FAX 0883-22-2260

上下水道

水道・下水道の使用に係る手続き

水道または下水道の使用者(納入通知書に記載されている方)がお亡くなりになった場合は、使用者変更の届出が必要となります。また、下水道接続世帯で自家水を使用している場合は、下水道料金は使用人数で算定されるため、下記の届出書に必ず使用人数をご記入ください。 その他、口座振替を希望する場合手続きが必要となります。

【手続き・持ち物】

(上水道)

口給水装置使用者変更申請書

□給水装置使用中止•廃止申請書

(下水道)

口公共下水道使用開始等届

□□座振替依頼書

◇振替先の預貯金通帳または キャッシュカード(コピー可)

◇通帳の届出印(必須)

【担当課等】

上下水道料金お客様センター東館1階【50】

a 0883-22-2257 FAX 0883-22-2254

公共下水道受益者負担金・分担金の受益者の変更など

◇田鑑

相続などで受益者が変わった場合は変更の届出が必要となります。また、受益者は、市内に住所を有しない場合などには、市内に住所を有する者を納付管理人に定めることができます。納付管理人を定める場合は、納付管理人の届出が必要となります。

【手続き・持ち物】

□公共下水道事業受益者変更届出書

◇新受益者の印鑑

□公共下水道事業受益者負担金 分担金納付管理人選任届出書

◇届出者の印鑑

【担当課等】

下水道課 総務係 東館1階【52】

8 0883-22-2258 FAX 0883-22-2254

森林

A 森林法の規定による届出

新たに、森林法に基づく地域森林計画の対象となっている民有林の所有権を得た場合 届出が必要となります。

【手続き・持ち物】

□森林法第10条の7の2の規定による届出

(新たに森林の土地所有者になった場合は、その日から 90 日以内)

◇当該土地の位置図

◇名義変更後の登記事項証明書

【担当課等】

• 農林業振興課 事業係 東館1階【54】

5 0883-22-2228 FAX 0883-22-2237

農地

B 農地法の規定による届出

農地を相続した場合、農地法の規定より農業委員会へ届出が必要となります。

【手続き・持ち物】

□農地法第3条の3第1項の規定による届出

◇相続した農地の明細がわかるもの

• 相続登記後の土地の登記事項証明書(全部事項証明書)又は遺産分割協議書

【担当課等】

農業委員会事務局 東館1階【55】

a 0883-22-2227 FAX 0883-22-2237

市営住宅

◇通帳の写

◇印鑑

市営住宅の明け渡しや入居者の変更

故人様が市営住宅にお住まいだった場合は、手続きが必要となります。必要書類については、個別の状況に応じてご案内いたしますので、まずはお問い合わせください。

【手続き・持ち物】

□市営住宅入居者承継申請書

(引き続き市営住宅に入居する同居親族がいる場合)

□**市営住宅明渡届**(市営住宅を退去する場合)

」中呂仕七明股庙(中呂仕毛を返去する場合)

□市営住宅同居者異動届(同居親族が亡くなられた場合) ◇印鑑

【担当課等】

•都市計画住宅課住宅係

東館2階【61】

a 0883-22-2225

FAX 0883-22-2246

犬

D 犬の登録事項の変更

故人様が所有者の場合、所有者の変更の届出が必要となります。

【手続き・持ち物】

□登録事項変更届

◇犬鑑札(あれば)

【担当課等】

•環境企画課 環境衛生係 本館2階【24】

a 0883-22-2230 FAX 0883-22-2247

子どものいる家庭

A 児童手当の手続き(受給者の変更、未払い手当の請求)

故人様が児童手当を受給している場合、受給資格が消滅します。児童手当を引き続き受給するためには、受給者の変更が必要となります。(新規の受給者が公務員の場合は原則として勤務先への申請となります)

また、未払い分の児童手当があるときは「未支払児童手当請求書」の提出が必要となります。対象児童が亡くなられた場合は、受給事由消滅届または額改定届(減額)の提出が必要となります。

【担当課等】

・子育て支援課 児童福祉係 本館1階【13】

a 0883-22-2266 FAX 0883-22-2245

【手続き・持ち物】

※次の書類のほかにも、家庭の状況により追加書類が必要となる場合があります。

○故人様が受給者の場合

□受給事由消滅届

□受給者の変更

※亡くなられた日の翌日から**15 日以内**に(手続きが遅れると支給は申請した翌月分からになる) 〈新たな受給者の次のもの〉

- ◇マイナンバーのわかるもの(マイナンバーカード、マイナンバー記載の住民票など)
- ◇健康保険証の写し ◇振込先口座がわかるもの(通帳またはキャッシュカード)

口未払い手当の請求

- 〈故人様が監護していた中学生以下の児童の次のもの〉 ※兄弟姉妹がいる場合は年長児が請求
 - ◇対象児童名義の振込先口座がわかるもの(通帳またはキャッシュカード)
 - ◇印鑑
- ○対象児童が亡くなられた場合
 - □受給事由消滅届または額改定届(減額)

子どもはぐくみ医療の手続き(受給者の変更、受給者証の返還)

故人様が受給者の場合、受給者の変更手続きが必要となります。お子様の新たな健康 保険被保険者証ができましたら速やかに届出をしてください。また、対象となる子ども が亡くなられた場合は、受給者証を返還してください。

【手続き・持ち物】

○受給者が亡くなられた場合

口受給者の変更

- ◇子どもはぐくみ医療費受給者証 ◇印鑑
- ◇対象となる子どもの新たな健康保険被保険者証
- ○対象となる子どもが亡くなられた場合

口受給者証の返還

◇子どもはぐくみ医療費受給者証

【担当課等】

子育て支援課 児童福祉係 本館1階【13】

a 0883-22-2266 FAX 0883-22-2245

A 保育所などの手続き(変更の届出、退所の届出など) ※利用施設を通しての提出も可能です

保育所などを利用申込み又は在籍している児童の保護者、同居の兄弟姉妹又は同居の祖父母のうち、保育料算定に係る者が亡くなった場合や、認定にかかる事由が変更となる場合には届出が必要となります。

また、保育所などに在籍している児童が亡くなった場合には退所届が必要となります。 【手続き・持ち物】

〇保育料算定に係る者が亡くなった場合や、認定にかかる事由が変更となる場合 【保育料算定に係る者が亡くなった場合とは】

保護者だけでなく、保育料の軽減対象となる在宅障がい児又は在宅障がい者が亡くなった 場合や、多子軽減の対象となる同居の兄弟姉妹が亡くなった場合なども含まれる。

【認定にかかる事由が変更となる場合とは】

亡くなった同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していることを事由として、保育が必要である旨の届出を行っていた方については、保育が必要な別の事由の届出が、お子さんを引き続き保育所などに通うことを希望する場合には必要となります。また、保育の必要な事由がなくなったことから、保育所などの退所を希望する場合には、退所届を行ってください。

口子ども・子育て支援申請事項変更届

- ◇保育の必要な事由の届出の様式(認定にかかる事由が変更となる場合のみ) ※様式は保育の必要な事由により異なりますので、まずは子育て支援課または利用施設に お問い合わせくさだい。
- 口退所届(保育の必要性がなくなり、ご家庭で保育する場合)
- ○施設利用児童が亡くなられた場合
 - □退所届

【担当課等】

・子育て支援課 保育係 本館1階【13】

5 0883-22-2266 FAX 0883-22-2245

B | 就学援助費の申請

就学援助制度とは、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な経費(学用品費・通学用品費、給食費など)の援助を行い、義務教育の円滑な実施を図る制度です。また、徳島県内に存する公立の中学校夜間学級に在籍する生徒又はその保護者に対しても、経済的理由によって、就学困難と認められる場合には、同様の制度があります。

なお、認定については、世帯の所得状況により、就学援助認定委員会で決定されます。 申請は在籍する学校を通して(就学予定者の保護者については、直接学校教育課へ) 提出してください。

【手続き・持ち物】

〇保護者がお亡くなりになり、経済的に就学が困難になった場合(既に就学援助を 受けていた申請者が亡くなった場合に、引き続き就学援助を受けたい場合には、 新たな申請者での申請が必要)

□就学援助(変更)申請

- ◇印鑑
- ◇申請者(新たに申請者となる方)名義の振込先口座がわかるもの (通帳またはキャッシュカード)

【担当課等】

- 学校教育課学校教育係東館3階【70】
- **a** 0883-22-2273 FAX 0883-22-2270

奨 学 金

A 吉野川市の奨学金の貸与に関する手続き

(貸与者、連帯保証人もしくは保証人が亡くなられた場合)

故人様が奨学金の貸与を受けていた場合、連帯保証人は奨学生等死亡届の提出、連帯保証人 もしくは保証人が死亡した場合には、連帯保証人(保証人)変更届の提出が必要となります。

【手続き・持ち物】

○奨学金の貸与を受けた者が亡くなられた場合

口奨学生等死亡届

- ◇届出者となる連帯保証人の印鑑
- 口奨学金返還免除申請書(奨学金の返還の免除を受けたい場合)
 - ◇届出者となる連帯保証人の印鑑
- ○連帯保証人若しくは保証人が亡くなられた場合
 - □連帯保証人(保証人)変更届
 - ◇新たに連帯保証人(保証人)となる方の印鑑

【担当課等】

学校教育課学校教育係東館3階【70】

a 0883-22-2273 FAX 0883-22-2270

ひとり親家庭

B 児童扶養手当の手続き(受給者死亡届、未払児童扶養手当の請求、児童扶養手当証書の返還)

故人様が児童扶養手当受給者の場合、児童扶養手当資格喪失届(受給者死亡届・未支払手当請求書)の提出が必要となります。

児童扶養手当証書(ピンク色)が交付されている場合は、返還してください。

また、対象児童が亡くなられた場合には、受給者は資格喪失届または額改定届(減額)をする必要があります。

【手続き・持ち物】

- ○受給者が亡くなられた場合
- 口児童扶養手当資格喪失届(受給者死亡届•未支払手当請求書)
 - ◇児童扶養手当証書
 - ◇対象児童名義の振込先口座がわかるもの(通帳またはキャッシュカード) ※兄弟姉妹がいる場合は年長児のもの
- ○対象児童が亡くなられた場合
- 口児童扶養手当資格喪失届または額改定届
 - ◇児童扶養手当証書

【担当課等】

子育て支援課 児童福祉係 本館1階【13】

5 0883-22-2266 FAX 0883-22-2245

♡│ ひとり親家庭等医療の手続き(資格内容変更届出、受給者証の返還)

故人様が受給者または対象となるお子様が亡くなられた場合、資格内容変更届のご提出が必要と なります。受給者証(黄色)は返還してください。

【手続き・持ち物】

□重度心身障がい者等医療費助成に関する資格内容変更届(ひとり親用)

- ○受給者である子を監護しているひとり親の方が亡くなられた場合
 - ※亡くなられた方の受給権は喪失するが、児童はひとり親医療の対象となる(祖父母等と養子縁組をする場合は除く)
 - ◇ひとり親家庭等医療費受給者証 ◇印鑑
 - ◇対象となる児童の新しい健康保険被保険者証
- 〇児童が亡くなられた場合 ※対象児童が他にいる場合は、亡くなられた児童のみ受給権が喪失
 - ◇ひとり親家庭等医療費受給者証 ◇印鑑

【担当課等】

・子育て支援課 児童福祉係 本館1階【13】

a 0883-22-2266 FAX 0883-22-2245

A ひとり親家庭等高等職業訓練促進給付金の手続き(受給資格喪失の届出)

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金とは、ひとり親家庭の母または父が、指定された資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合に支給される給付金です。 受給者が死亡した場合、受給資格が喪失しますので、資格喪失届をご提出ください。 その際、未支払分の給付金がある場合は、対象児童名義の口座にお振込みいたします。

【手続き・持ち物】

口ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金受給資格喪失・異動届

◇印鑑

◇死亡事由が生じた日を証する書類

◇対象児童名義の振込先口座がわかるもの(通帳またはキャッシュカード) ※兄弟姉妹がいる場合は年長児のもの 【担当課等】

子育て支援課 子ども相談室 本館1階【13】

5 0883-22-2267 FAX 0883-22-2245

B 母子父子寡婦福祉資金貸付金(借主の資格喪失に関する届)

故人様が母子父子寡婦福祉資金貸付金を受けていた場合は、同居の親族または保証人は借主の資格喪失等に関する届出が必要となります。

【手続き・持ち物】

口借主の資格喪失等に関する届

◇届出者の印鑑

□償還免除申請書

(貸付金の返還の免除を受けたい場合)

◇申請者の印鑑

【担当課等】

子育て支援課子ども相談室本館1階【13】

5 0883-22-2267 FAX 0883-22-2245

市役所以外での手続き一覧

項目	主な手続き	お問い合わせ先
健康保険 (国民健康保険以外)	資格喪失届	加入していた健康保険組合 (勤務先にお問い合わせください)
国民年金厚生年金	未支給年金請求等	徳島北年金事務所 ☎088-655-0200 ☎0570-05-4890(予約) 街角の年金相談センター ☎088-657-3081
国民年金基金	未支給年金請求等	全国国民年金基金 20570-034-666 (ナビダイヤル)
共済年金	未支給年金請求等	各共済組合
企業年金	未支給年金請求等	各企業年金基金または企業年金連合会 ☎0570-02-2666 (年金相談室)
農業者年金	未支給年金請求等	最寄りのJA JA麻植郡 ☎0883-24-1140
恩給	死亡手続き	総務省恩給局相談窓□ ☎ 03-5273-1400
生命保険等	保険金等の請求 名義変更等	契約している保険会社または代理店
損害保険	名義変更•解約等	契約している保険会社または代理店
預貯金口座等	相続手続き等	取引のあった金融機関
株式等	相続手続き等	証券会社 ※証券会社がわからない場合は、証券保管振替機構にお問い合わせください。
戦没者弔慰金	名義変更手続き等	償還金支払場所または証券保管証書に記載の郵便局
普通自動車 二輪車 (125cc以上)	自動車税に関すること 名義変更等	徳島運輸支局 ☎050-5540-2074
軽自動車 (3輪4輪)	名義変更•廃車等	軽自動車協会徳島事務所 ☎050-3816-3123
運転免許証	返納	阿波運転免許センター 本0883-35-5110 阿波吉野川警察署 本0883-25-6110

項目	主な手続き	お問い合わせ先
相続税 所得税 消費税	申告•納税等	川島税務署 ☎ 0883-25-2211 国税庁ホームページ https://www.nta.go.jp
県税	個人事業税の申告等	東部県税局(吉野川庁舎) ☎0883-26-3922
不動産登記	登記等	徳島地方法務局 ☎088-622-4683
法定相続情報 証明制度	法定相続情報一覧図の 保管、交付等	III. □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
遺言書	検認・開封等	
相続放棄	相続放棄の申し立て	徳島家庭裁判所 ☎088-603-0140
失業保険等受給中の方	未支給給付請求等	ハローワーク吉野川 ☎ 0883-24-2166
パスポート	返納	徳島県パスポートセンター 本088-656-3554 西部総合県民局美馬庁舎 本0883-53-2038
特別永住者の方	特別永住者証明書の返 還	高松出入国在留管理局 ☎ 087-822-5851
在留カードを お持ちの方	カードの返還	小松島港出張所☎08853-2-1530
電気・ガス	名義変更•解約等	契約会社
固定電話	名義変更•解約等	契約会社 NTT西日本の場合 3 局番なし116 携帯電話からは、0800-2000116
携帯電話	名義変更・解約等	契約会社
インターネット	名義変更•解約等	契約会社
ケーブルテレビ	名義変更•解約等	契約会社
NHK	名義変更•解約等	NHKふれあいセンター 全0570-077-077 ナビダイヤル 全050-3786-5003 身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方で受信料の免除をされている方はお手続きの際にお申し出ください。
クレジット カード	解約	契約会社

暮らしの相談

日常生活での悩みごとや心配ごとなどについて、専門相談員による無料相談を行っています。

おくやみに際し、様々な相談ごとが生じることが考えられます。

相談は適切な助言が目的ですので、解決については相談者ご自身が行うことをご理解のうえ、ご利用ください。 秘密は厳守いたしますので、安心してご利用ください。

※コロナの影響により、開催が中止される場合がありますので、ご利用の際には事前にご確認ください。

相談の種類	相談内容	相談担当者	相談場所	相談日時	お申し込み お問い合わせ先
			市社会福祉協議会山川支所	毎週 金曜日 13:30~16:00	市社会福祉協議会 山川支所 ☎0883-42-2089
		心配事相談員	市社会福祉協議会本所	毎週 金曜日 9:00~11:30	市社会福祉協議会本所
心配ごと相談	生活上の悩みごと等生活全般についての相談	ほか有識者	川島公民館	毎月 第1火曜日 13:00~15:30	☎ 0883-22-2741
			市社会福祉協議会美郷支所	奇数月 第3木曜日 13:00~15:30	市社会福祉協議会 美郷支所 ☎0883-43-2714
		弁護士 (法律相談)	市社会福祉協議会本所	毎月 第3火曜日 9:00~※要予約	市社会福祉協議会本所 ☎ 0883-22-2741
法律相談	くらしの法律相談	司法書士	市役所本館 1階相談室	毎月 第3金曜日 10:00~12:00	生活あんしん課 ☎ 0883-22-2269
	行政機関などに対する 要望・意見	行政相談委員	山川公民館 研修室	毎月 第1月曜日 10:00~12:00	
行政相談			川島公民館会議室	毎月 第1火曜日 13:00~15:00	生活あんしん課
13 成合的权			市役所本館 1階相談室	毎月 第2木曜日 10:00~12:00	a 0883-22-2269
			美郷支所会議室	偶数月 第3木曜日 10:00~12:00	
人権相談	人権にかかわるあらゆ る相談	人権擁護委員	担当課へお問い合わせください。		人権課 25 0883-22-2229
巡回職業相談	就職に関すること	職業相談員	八坂会館	偶数月 第1月曜日 10:00~11:30	ハローワーク吉野川 ☎0883-24-2166 八坂会館 ☎0883-42-4345
	就職に関すること		こだま会館	奇数月 第2水曜日 13:30~14:30	ハローワーク吉野川 ☎0883-24-2166 こだま会館 ☎0883-25-2221

遺品の処分について

粗大ごみを処分したいとき

リサイクル家電品(テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン(室外機を含む)・洗濯機・衣類乾燥機)6品目、パソコン、 パソコンディスプレイ、産業廃棄物及び処理困難物以外で市指定ごみ袋に入らないもの。

【粗大ごみ自己搬入】

搬入量は、軽トラック1台分まで。大量に処分する場合は、一般廃棄物収集運搬業許可業者へご相談ください。 粗大ごみ処理券、吉野川市民と確認ができる証明(運転免許証など)をお持ちのうえ、搬入してください。 (粗大ごみ処理券は、市民課窓口及び各支所窓口にあります。)

自己搬入日	毎月 第2木曜日・第4日曜日 9:00~12:00 13:00~16:00				
自己搬入場所	吉野川市リサイクルセンター				
	吉野川市川島町桒村2998番地8				
	山川不燃物処理場				
	吉野川市山川町堤外141番地26				

【粗大ごみ訪問収集】

高齢者の方や障がいのある方で、粗大ごみの搬出が困難な世帯(身近な人の協力が得られない方)を対象に、粗大 ごみを訪問収集します。家の中には入れないので、粗大ごみは家の外へ出しておいてください。

◆対象となる世帯(吉野川市民対象)

- ・70歳以上の方のみの世帯
- ・介護保険の要介護認定(要支援を除く)を受けた 65歳以上の方のみの世帯
- 身体障害者手帳所持者の方で、種別等級が肢体不 自由または視覚障がい1級・2級の方のみの世帯

◆収集の流れ

運転管理センターに電話申し込み

20883-25-2111



訪問収集

申し込み時に

- 住所
- 氏名 • 年齢
- 生年月日
- 電話番号 • 家族構成
- ・粗大ごみの品目
- 大きさ
- 数量

などをお聞きします。

【一度に処分する】

一時多量ごみは、市で収集できません。市が許可した吉野川市事業系一般廃棄物収集運搬業許可業者へご相談ください。

(許可順)

侚クリーンエンゼル	☎ 0883-25-3636	吉野川市川島町山田字芝生39番地6
中央クリーンセンター	☎ 0883-24-6611	吉野川市鴨島町鴨島370番地1
あけぼの清掃	2 0883-24-7660	吉野川市鴨島町牛島1905番地1
(有)ロータス中央	☎ 0883-42-2274	吉野川市山川町川田640番地4
衛パブリック	a 0883-26-0430	吉野川市鴨島町牛島1905番地
新興建設(株)	2 0883-24-2701	吉野川市鴨島町西麻植字新田37番地

【リサイクル家電品を処分する】

リサイクル家電品(テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン(室外機を含む)・洗濯機・衣類乾燥機)は、購入した小売店 に相談・依頼してください。

購入した小売店がわからないときは、家電メーカー、品目、大きさなどを確認し、家電リサイクル券センターへ料金を お問い合わせください。

家電リサイクル券を郵便局で購入し、下記の引き取り場所へ直接搬入してください。

◆リサイクル家電についてのお問い合わせ先

	a 0120-319640
	Fax 03-3903-7551
リサイクル券センター	ホームページ https://www.rkc.aeha.or.jp

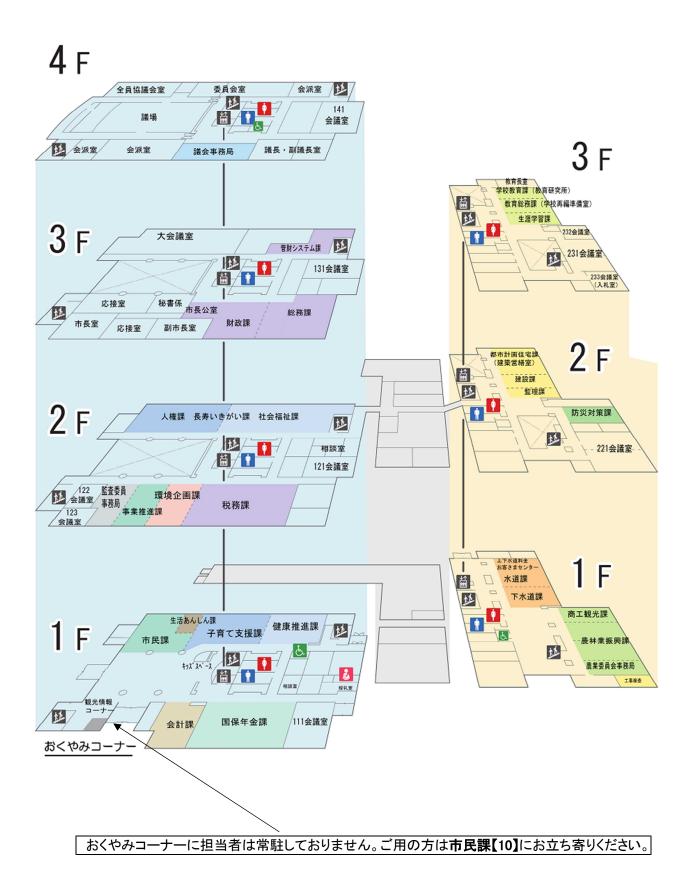
◆リサイクル対象家電の引き取り場所

株式会社	旭金属	☎ 088-664-8908 徳島市東沖洲1丁目1-2
------	-----	--------------------------------

※上記引き取り場所へ搬入することが困難な場合は、運転管理センター(**☎**0883-25-2111)にご相談ください。

運転管理センターに持	家電リサイクル券				
ち込む際に必要なもの	収集運搬手数料 1台当たり 2,610円				

吉野川市役所のフロアマップ



委 任 状

一田マ ロ	ı 1 - 1	==	+	$\overline{}$
吉野川	ΗП	J₹	Ø)	\mathcal{L}

					令和	年	月	
委任	する人							
	住 所							
	氏 名							
	生年月日	明・大・昭	• 平 • 숙	3 年 月]	B		
委任	事項	_						
	誰の							
		住民票•税関係			戸籍関	係		
	住民票謄本	、(世帯全員)	通	戸籍全部事項証明	(謄本等)			通
	住民票抄本	、(世帯一部)	通	戸籍個人事項証明	(抄本等)			通
	記載事項証	明	通	戸籍附票(謄本)				通
	所得課税証	明	通	戸籍附票(抄本)				通
	その他(通					
		各種手続き(※委	任する事	耳項を○で囲んでくれ	ださい。)			
		国民健康保険・後期高齢	^命 者医療	保険・介護保険・	高齢者制	度・市科	Ź	
		障がい者制度・犬・子と	さものい	る家庭の制度・ひ	とり親家	庭の制度	Ŧ Z	
		奨学金・上下水道・森林	★・農地	• 市営住宅 • その	他()		
						に関す	る手続	き
		記のものを代理人と定め、	上記の	交付申請及び受領	、各種等	手続きに	関する-	一切
	の権限を	委任します。						
代理	人(窓口に	来る人)						
	住 所							

※委任状は委任者本人がすべて記入してください。

氏 名

(委任者本人が自署できない場合は、市民課までご相談ください。)

※記入漏れ・内容に不備がある場合は、手続きができないことがありますので、ご注意ください。

委任する人との続柄

※代理人は、本人確認書類(マイナンバーカード等)をお持ちください。

生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日

※偽り、その他不正な手段により交付を受けたときは、罰金もしくは過料に処せられます。

郵便による戸籍等の請求書

Iどなたの証明書が必要ですか。

(1)必要な方の	氏名								
(2)本籍地(町名・地番まで記入)									
(3)筆頭者氏名	(戸籍の最初に	記載されている	人。						
(A) (+1) 7: + 1-	亡くなられてい								
(4)使いみちと	提出先 できる	だけ詳しくご記	入ください。(例:父●◀	の死亡に伴う	が相続手続きのため	◆◆銀行へ提出)		
*最近2週間以内に	- 戸籍の民山たさ	わた方は記えり	アノださい						
令和 年	月日(町村に死亡届						
(5)相続手続な	どで必要な場	合はご記入<	ください。こ	この欄へ	記入された	:場合、下記 [[は記入不要]	です。	
亡くなられた方のほ	氏名	亡くなられたE	3		出生から	死亡までの連絡	売した戸籍が	各()通
	昭・平・	令 年	月 日		亡くなっ	たことがわかる	る戸籍が	各()通
	-								
I 何の証明	月書が必要で	ずか。(必	要な証明書の	の箇所に	7 と通数を記	入してください。) 手数料(1	通)	
戸籍	口全部事項証明	明書(謄本)	通	□個人事項	頁証明書(抄2	*) どなたの () ()通	450円
除籍	□全部事項証明	明書(謄本)	通	□個人事I	頁証明書(抄名	*) どなたの() ()通	750円
改製原戸籍	□謄本		通	□抄本		どなたの() () :	通	750円
	口全部		通	□個人		どなたの () () :	通	
戸籍附票	*戸籍改正に伴い平成1	15年2月22日以降の住所履歴しか記載されません。どこの住所からのつながりを証明したいかを記入してください。 450円							
	証明が必要な	月が必要な住所())							
その他	() ()通 手数	料はお問い合	りせくだ	
	I								
Ⅲ 請求され	いる方								
(1)住所									
(2)氏名									
	 亜た方からみ	た語式される	ろ方の結構	□★人・			押人・ロその供	1 ()
(3) 戸籍等が必要な方からみた請求される方の続柄 □本人・□配偶者・□子・□孫・□代理人・□その他((4) 連絡先(平日の昼間に連絡のとれる電話番号) 自宅・職場・携帯 【TEL】					,				
		りて11の电点		B-5 - 1	(A) 720 173 175 175 175 175 175 175 175 175 175 175				
Ⅳ 添付書業	頁								
(1)手数料分の【定額小為替】 ゆうちょ銀行で購入できます。表裏とも無記名の状態でお願いします。切手ではお受けできません。									
(2)請求される方の本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等のコピー *裏面に住所変更等の記載がある方は裏面もコピーしてください。									
(3)返信用封筒		切手を貼り、住所	i、氏名を記入し	てください	。戸籍に関する	証明は住民登録地以	外のところへは送付	できませ	h.
(4) 委任状 代理の方が請求する場合のみ必要です。請求権限確認書類(親族関係や権利行使の確認のため求める場合があります。)									
1									

- ※戸籍に記載されている方又はその配偶者、直系親族の方が戸籍を請求できます。左記以外の方で請求できるのは、権利 行使または義務履行などの正当な利害関係のある方に限られ、正当な理由を確認できる資料が必要です。
- ※健康保険証の写しを送付いただく場合は、保険者番号と被保険者記号・番号の部分を黒塗りなどにより見えないようにして送付してください。